

■要綱改正の概要

資料 1

① 改正の理由

今年度、本協議会の主催により仁淀川の一斉清掃やシンポジウム事業を実施する予定。

そのため、本協議会にアサヒビールの寄付金等を受入れる手続き及び予算執行手続き事務等を行う必要があり、それに伴い要綱を改正するもの。

② 主な改正点（下線部分）

- ・第5条 協議会の監事の事項を追加、それに伴う題（役員）の変更
- ・第9条 庶務及び会計等の事務を行う事項を追加
- ・第10条 経費に関する条を新たに追加
- ・第11条 事業年度に関する条を新たに追加
- ・第12条 条ずれによる修正

仁淀川清流保全推進協議会設置要綱（改正案）

（目的）

第1条 仁淀川の清流再生を目指すための指針として策定した「仁淀川清流保全計画」（以下「計画」という。）を、流域住民、団体、事業者及び行政等が連携して、共通認識のもとで、計画を具体的に推進していくために、「仁淀川清流保全推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）計画の進捗状況の把握と検証に関すること。
- （2）その他計画の推進に関すること。

（組織及び委員）

第3条 協議会は、別表1に掲げる、流域住民、団体職員、学識経験者及び関係行政機関の職員等（以下「委員」という。）により組織する。

2 委員は、知事が委嘱する。

（任期等）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 関係行政機関の職員のうちから委嘱された委員は、委嘱された時における当該職を失ったときは、委員の職を失う。

（役員）

第5条 協議会に会長、副会長を置き、それぞれ委員の互選によるものとする。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 監事を置き、協議会の会計を監査する。監事は、会長が指名する。

（全体会）

第6条 協議会の会議（以下「全体会」という。）は、会長が招集し、会長がその議長を務める。

2 委員がやむを得ず出席できない場合、会長は当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。

- 3 全体会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 4 全体会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 計画の推進に関し、取組の実施団体や実施箇所等の必要な検討を行うため、協議会に次の各号に定める部会を設置する。

- (1) 上流域部会 (仁淀川町)
 - (2) 中流域部会 (越知町・佐川町)
 - (3) 上八川川流域部会 (いの町旧吾北村)
 - (4) 下流域部会 (いの町旧伊野町・日高村)
 - (5) 河口域部会 (土佐市・高知市春野町)
- 2 部会の委員は、協議会の会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。
 - 4 部会は必要に応じて部会長が招集し、部会での検討事項を全体会へ報告する。
 - 5 審議する案件が部会をまたがる場合、部会の委員は、他部会に参加することができる。

(関係者の意見)

第8条 会長及び部会長が必要と認める場合は、委員以外の者をオブザーバーとして全体会及び部会へ出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、高知県林業振興・環境部環境共生課に置き、庶務及び会計等の事務処理を行う。

(経費)

第10条 協議会の運営に必要な経費は、協議会の趣旨に賛同する者の助成金または寄附金等をこれに充てる。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が全体会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年5月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる全体会は、知事が招集する。
- 3 第6条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる全体会は、第3条第1項に定める委員の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年8月 日から施行する。

仁淀川清流保全推進協議会設置要綱（旧）

（目的）

第1条 仁淀川の清流再生を目指すための指針として策定した「仁淀川清流保全計画」（以下「計画」という。）を、流域住民、団体、事業者及び行政等が連携して、共通認識のもとで、計画を具体的に推進していくために、「仁淀川清流保全推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。
（1）計画の進捗状況の把握と検証に関すること。
（2）その他計画の推進に関すること。

（組織及び委員）

第3条 協議会は、別表1に掲げる、流域住民、団体職員、学識経験者及び関係行政機関の職員等（以下「委員」という。）により組織する。
2 委員は、知事が委嘱する。

（任期等）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 関係行政機関の職員のうちから委嘱された委員は、委嘱された時における当該職を失ったときは、委員の職を失う。

（会長及び副会長）

第8条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によるものとする。
2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（全体会）

第9条 協議会の会議（以下「全体会」という。）は、会長が招集し、会長がその議長を務める。
2 委員がやむを得ず出席できない場合、会長は当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。
3 全体会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。
4 全体会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第10条 計画の推進に関し、取組の実施団体や実施箇所等の必要な検討を行うため、協議会に次の各号に定める部会を設置する。
（6）上流域部会（仁淀川町）
（7）中流域部会（越知町・佐川町）
（8）上八川川流域部会（いの町旧吾北村）
（9）下流域部会（いの町旧伊野町・日高村）
（10）河口域部会（土佐市・高知市春野町）
2 部会の委員は、協議会の会長が指名する。
3 部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。
4 部会は必要に応じて部会長が招集し、部会での検討事項を全体会へ報告する。

5 審議する案件が部会をまたがる場合、部会の委員は、他部会に参加することができる。

(関係者の意見)

第8条 会長及び部会長が必要と認める場合は、委員以外の者をオブザーバーとして全体会及び部会へ出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、高知県林業振興・環境部環境共生課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が全体会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年5月20日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる全体会は、知事が招集する。

3 第6条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる全体会は、第3条第1項に定める委員の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。